

滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自己の居住する住宅に太陽光発電システムを設置する市民に対して交付する滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、滝川市補助金等交付規則（昭和54年滝川市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置をいう。
- (2) 対象発電システム 自己が所有する住宅に設置する太陽光発電システム（次に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。）であって、その購入又は設置に係る契約の相手方が市内に事務所又は事業所を有し、市税を滞納していない者であるものをいう。
 - ア 太陽光発電システムにより発電した電気を当該住宅において利用するシステムであって、電力会社の配電線と連系することにより電力会社との電力受給契約を締結するものであること。
 - イ 太陽電池の最大出力値が10kW未満の太陽光発電システムであること。
 - ウ 太陽電池モジュール及びパワーコンディショナが未使用であって、移設されたもの又は同一設置場所で過去に電力会社と系統連系されたものでないこと。
 - エ 太陽電池モジュールが日本工業規格（JIS）に基づく試験により認証を受けているもの又は市長が当該認証と同等以上の信頼性があると認める方法による性能及び品質の確認がされているものであること。
 - オ 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されているものであること。
 - カ メーカー等による太陽光発電システムの設置後のメンテナンス体制が用意されているものであること。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供する家屋（事務所、店舗等と兼用しているものを含む。）であって、市内に存するもの（建築予定であるものを含む。）をいう。
- (4) 太陽電池の最大出力値 日本工業規格（JIS）又は国際電気標準会議（IEC）その他の市長が認める国際規格による太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（少数点以下2位未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた値。以下「太陽電池の公称最大出力」という。）又はパワーコンディショナの定格出力の合計値をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、第1条の規定による目的を達成するため、次条の規定による要件を満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の交付は、同一の住宅について1回限りとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、住宅に対象発電システムを設置する者又は対象発電システムが設置された住宅を購入する者であって、次の各号に

掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住する住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者又は記録されることが明らかであると市長が認める者であること。
- (2) 第6条第1項の規定による申請を行う年度において当該申請に係る対象発電システムの設置又は対象発電システムが設置された住宅の引渡し完了する者であること。
- (3) 当該住宅に居住する全ての者が市税を滞納していないこと。
- (4) 対象発電システムの使用開始後2年間において、発電量その他の対象発電システムの運転状況に関するデータを滝川市に提供することについて同意すること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、当該対象発電システムに係る太陽電池の公称最大出力のkW数（10kWを超える場合は、9.99kW）に2万円を乗じて得た額（当該額が対象発電システムの設置に要した額を超える場合は、対象発電システムの設置に要した額）とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象発電システムの設置に係る工事の着手前（対象発電システムが設置された住宅の購入に係る申請の場合は、住宅の引渡前）であって、市長が指定する日までに補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金事業計画（別記第1号様式）
- (2) 当該対象発電システムに係る図面（太陽電池モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さが分かるもの）
- (3) 当該対象発電システムの設置に係る契約書の写し
- (4) 当該対象発電システムに係る太陽電池の公称最大出力のkW数が確認できる書類
- (5) 対象発電システムであることを証する書類
- (6) 交付対象者であることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、申請者の同意がある場合において、同項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金等交付決定通知書（規則別記第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するに当たって、必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容若しくは事業費の額を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（工事の着手等）

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、対象発電システムの

設置に係る工事に着手し、又は対象発電システムが設置された住宅の引渡しを受けてはならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、市長が指定する日までに対象発電システムの設置に係る工事又は対象発電システムが設置された住宅の引渡しを終え、補助事業等実績報告書(規則別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 補助事業等の成果報告書(別記第2号様式)
- (2) 当該対象発電システムの内容が分かる書類
- (3) 当該対象発電システムの設置状況が分かる写真
- (4) 当該対象発電システムの設置に要した費用の額が分かる書類
- (5) 当該対象発電システムに係る電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による届出があったときは、その内容を審査し、補助事業が適正に実施されたと認めるときは、滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金交付額確定通知書(別記第3号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知があったときは、市長が指定する日までに補助金等交付請求書(規則別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助事業者の責務等)

第13条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間において、当該対象発電システムを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、前項の耐用年数の期間において、当該対象発電システムの売却、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保への供与その他の処分を行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

3 補助事業者は、補助事業完了後10年間に於いて、補助事業の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、保存しておかななければならない。

(補助金の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を減額し、若しくはその交付を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返納させることができる。

- (1) 虚りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。

(調査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助事業者に対し必要な報告を求め、又は調査することができる。

2 市長は、補助事業者に対し対象発電システムに係る必要なデータの提供その他の協力を求めることができる。

(施行細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。